

平成 25 年度 内閣府税制改正要望結果

平成 25 年 1 月 29 日

内 閣 府

【地域経済活性化支援機構（仮称）関連】

要望項目	平成 25 年度税制改正の大綱の記載内容
●企業再生支援機構の地域経済活性化支援機構（仮称）への改組・機能拡充に伴う所要の措置（新設）	<ul style="list-style-type: none">・株式会社企業再生支援機構法の改正に伴い、地域経済活性化支援機構（仮称）が金融機関等からの債権の買取りにより取得する不動産に関する権利の移転登記に対する登録免許税の免税措置について、適用対象に一定の財団に関する権利を加えた上、その適用期限を 5 年延長する。・株式会社企業再生支援機構の改組に伴い、同機構に係る貸倒引当金制度及び企業再生税制について、改組後の株式会社地域経済活性化支援機構（仮称）においても引き続きその対象とする。・株式会社企業再生支援機構の改組に伴い、同機構に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置について、改組後の株式会社地域経済活性化支援機構（仮称）においても引き続きその対象とする。

【地域活性化の推進】

要望項目	平成 25 年度税制改正の大綱の記載内容
●国際戦略総合特区における特例措置の拡充（拡充）	<ul style="list-style-type: none">・国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除制度について、対象資産に開発研究用の器具備品を加える。・国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人住民税及び法人事業税の特例措置について、対象資産に開発研究用の器具備品を加える。

<p>●地域活性化総合特区の所得税における特例措置の対象事業の追加（拡充）</p>	<p>・特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の適用対象となる指定会社を実施すべき特定地域活性化事業の範囲に、次の事業を加える。</p> <p>① 再生エネルギー源を活用したエネルギーの供給に関する事業</p> <p>② 虐待を受け、又は受けているおそれのある障害者の迅速かつ適切な保護を行う施設又は設備の整備又は運営に関する事業</p>
---	--

【公益活動の促進】

要望項目	平成 25 年度税制改正の大綱の記載内容
<p>●特定収入に係る消費税制上の所要の措置（新設）</p>	<p>・公益社団・財団法人が受ける寄付金のうち当該寄附金の募集要綱等（行政庁の確認を受けたものに限る。）においてその全額の使途が課税仕入れ等以外に限定されているものについては、消費税の特定収入から除外する。</p> <p>（注）上記の改正は、平成 26 年 4 月 1 日以後に募集される寄付金について適用する。</p>

【子ども・子育て支援の推進】

要望項目	平成 25 年度税制改正の大綱の記載内容
<p>●子ども・子育て関連 3 法に伴う税制上の所要の措置（新設）</p> <p>・子ども・子育て関連 3 法の円滑な施行に向けた幼保連携型認定こども園の設置に係る法人間の財産承継に係る所得税の特例措置</p>	<p>・公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例について、本非課税特例の対象となる寄附財産を有する公益法人等（幼稚園又は保育所等を設置している者に限る。）が、幼保連携型認定こども園の設置のために当該寄附財産（幼稚園又は保育所等の事業の用に供しているものに限る。）を他の公益法人等（幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等を設置しようとする者に限る。）に贈与をする場合（当該寄附財産を幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の事業の</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て関連 3法の円滑な施行 に向けた幼稚園併 設型認可外保育施 設における保育料 等の消費税の非課 税措置 	<p>用に直接供する等の一定の要件を満たす場合に限る。)において、寄附財産の贈与に関する届出書を提出したときは、非課税特例を継続適用できることとする。</p> <p>(注)上記の改正は、平成25年6月1日以後に行う寄附財産の贈与について適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲に、幼稚園併設型認可外保育施設のうち一定の基準を満たすものが行う資産の譲渡等を加える。
---	---

【防災対策の推進】

要望項目	平成25年度税制改正の大綱の記載内容
<ul style="list-style-type: none"> ●首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置の創設(新設) <p>【国土交通省主要望】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄軌道事業者が鉄道施設等の耐震補強工事によって新たに取得した一定の償却資産に係る固定資産税について、課税標準を最初の5年間価格の3分の2とする措置を2年間に限り講ずる。
<ul style="list-style-type: none"> ●都市再生安全確保計画に記載された都市再生安全確保施設を有する建築物に対する課税標準の特例措置の創設(新設) <p>【国土交通省主要望】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生特別措置法に規定する都市再生安全確保計画に基づき整備する都市再生安全確保施設のうち、同法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫の用に供する家屋に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の5年間価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする措置を2年間に限り講ずる。

<p>●データセンター地域分散化促進税制の創設（新設） 【総務省主要望】</p>	<p>・青色申告書を提出する法人で電気通信基盤充実臨時措置法に規定する電気通信システムの信頼性向上のための実施計画について認定を受けたものが、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に、その認定に係る実施計画に記載された特定信頼性向上設備の取得等をしてデータのバックアップを行う事業の用に供した場合には、その取得価額の15%の特別償却ができる制度を創設する。ただし、東京圏及び東京圏以外の地域の双方に設置された施設を利用して特定情報通信業を行う法人については、特定信頼性向上設備のうち、その取得価額が、5億円以上で、かつ、一の生産等設備の取得価額の合計額に占める割合が20%以上であるものに限る。</p>												
<p>●住宅の耐震改修等のリフォームをした場合の特例措置の拡充等（拡充・延長・縮減） 【国土交通省主要望】</p>	<p>・既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除について、適用期限（平成25年12月31日）を平成29年12月31日まで4年延長するとともに、次の措置を講ずる。</p> <p>① 平成26年から平成29年までの間に耐震改修工事をした場合の耐震改修工事限度額、控除率及び控除限度額を次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="491 1160 1503 1563"> <thead> <tr> <th>工事完了年</th> <th>耐震改修工事限度額</th> <th>控除率</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年 1月～3月</td> <td>200万円</td> <td>10%</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>平成26年4月 ～ 平成29年12月</td> <td>250万円</td> <td>10%</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）平成26年4月から平成29年12月までの欄の金額は、耐震改修工事に要した費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合における耐震改修工事限度額は200万円と、控除限度額は20万円とする。</p> <p>② 税額控除額の計算方法について、耐震改修工事に係る標準的な費用の額（補助金等の交付がある場合には、当該補助金等の額を控除した後の金額）の10%に相当する金額とする。</p> <p>③ 標準的な費用の額について工事の実績を踏まえて金額を見直</p>	工事完了年	耐震改修工事限度額	控除率	控除限度額	平成26年 1月～3月	200万円	10%	20万円	平成26年4月 ～ 平成29年12月	250万円	10%	25万円
工事完了年	耐震改修工事限度額	控除率	控除限度額										
平成26年 1月～3月	200万円	10%	20万円										
平成26年4月 ～ 平成29年12月	250万円	10%	25万円										

	<p>す。</p> <p>(注) 上記②及び③の改正は、平成 26 年 4 月 1 日以後に行う耐震改修工事について適用する。</p> <p>④ 適用対象となる耐震改修工事に該当することを証する書類(耐震改修証明書)の証明者の範囲に、住宅瑕疵担保責任保険法人を加えるとともに、書類の様式について見直しを行う。</p> <p>⑤ 耐震改修工事に要した費用の額の合計額に含まれる消費税等の税率が二以上ある場合の調整措置を講ずる。</p> <p>・耐震改修等を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、次の見直しを行う。</p> <p>① 耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、対象となる住宅のうち同法に規定する要安全確認沿道建築物(仮称)に該当するものに係る減額を1年度分から2年度分に拡充する。</p> <p>② バリアフリー改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を3年延長する。</p> <p>③ 省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を3年延長する。</p> <p>④ 対象となる耐震改修、バリアフリー改修又は省エネ改修に係る工事費要件について、30万円以上から50万円超に改める。</p> <p>⑤ 耐震基準に適合すること又は熱損失防止改修工事が行われた旨の証明書を発行する者の範囲に、住宅瑕疵担保責任保険法人を加えるとともに、証明書の様式について所要の見直しを行う。</p>
<p>●災害に強い物流効率化施設に係る特例措置の拡充・延長(拡充・延長)</p> <p>【国土交通省主要望】</p>	<p>・倉庫用建物等の割増償却制度について、対象となる倉庫用建物等の設備要件の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する(所得税についても同様とする。)</p> <p>・流通システム効率化を促進する物流施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象となる特定倉庫のうち貯蔵槽倉庫の規模要件を6,000立方メートル以上(現行5,000立方メートル以上)とし、対象となる附属機械設備に</p>

	<p>荷揃効率化装置等を加えた上、その適用期限を2年延長する。</p>
<p>●雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の延長（延長）</p> <p>【国土交通省主要望】</p>	<p>・雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の適用期限を2年延長する。</p>
<p>●三宅島噴火災害の長期避難指示による被災代替家屋等に係る軽減措置の廃止（廃止）</p>	<p>・三宅島噴火災害により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして一定の被災地域内で取得する家屋及び償却資産に係る固定資産税の減額措置等を廃止する。</p>
<p>●新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋に係る軽減措置の廃止（廃止）</p>	<p>・新潟県中越沖地震災害により滅失・損壊した家屋に代わるものとして一定の被災地域内で取得する家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置を廃止する。</p>